

仙台大原簿記情報公務員専門学校学則（一部抜粋）

（教育課程、授業時間）

第8条 本校の教育課程及び授業時間数は別表第1のとおりとする。

2 前項に定める授業時間の1単位時間は50分とし、卒業までに履修させる学科毎の授業時間数は、次のとおりとする。

○A事務学科（2年課程）	1,700時間以上
○A事務学科（1年課程）	800時間以上
経理事務学科（2年課程）	1,700時間以上
経理事務学科（1年課程）	800時間以上
情報システム学科（4年課程）	3,400時間以上
情報システム学科（3年課程）	2,500時間以上
情報システム学科（2年課程）	1,700時間以上
ビジネス学科（2年課程）	1,700時間以上
税理士会計士学科（4年課程）	3,400時間以上
税理士会計士学科（3年課程）	2,500時間以上
税理士会計士学科（2年4カ月課程）	2,000時間以上
税理士会計士学科（2年課程）	1,700時間以上
税理士会計士専攻学科（1年課程）	800時間以上
行政公務員学科（2年課程）	1,700時間以上
行政公務員学科（1年課程）	800時間以上
法律公務員学科（2年課程）	1,700時間以上
法律公務員学科（1年課程）	800時間以上
総合公務員学科（2年課程）	1,700時間以上
総合公務員学科（1年課程）	800時間以上

3 本条に規定する他、履修に関する事項は別に定める。

（成績評価）

第10条 授業科目の成績評価は、試験の結果、出席状況等、履修状況を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

2 成績評価における試験は、試験、追試験、再試験とする。追試験は、やむを得ない事情で試験を受験できなかった者に対し、再試験は、結果が不合格と判定された者に対し行う。

3 成績の判定は、秀、優、良、可、不可の5種とする。秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とする。秀、優、良、可は合格とし、不可は不合格とする。

4 本条に規定する他、成績評価に関する事項は別に定める。

（課程修了の認定）

第18条 第8条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

## 仙台大原簿記情報公務員専門学校 履修規程

### (目的)

第1条 本規程は、仙台大原簿記情報公務員専門学校学則（以下「学則」という。）第8条第3項の規定に基づき履修に必要な事項及び第10条第4項の規定に基づき成績評価に必要な事項を定めるものとする。

### (授業科目等)

第2条 各授業科目の履修時間数、単位数及び必修、選択必修、選択の別等は、別表第一のとおりとする。

- 2 選択必修科目及び選択科目の履修の登録については、担当教員に届け出るものとする。
- 3 修業年限が2年以上の学科については、各学科が本規程第12条に定める企業等と連携した実習・演習等の履修科目のいずれかを履修しなければならない。

### (シラバス)

第3条 各授業科目の授業の形態及び目的、到達目標、成績評価方法その他の事項を記載した授業計画（以下「シラバス」という。）を作成し公表するものとする。

### (履修認定及び単位授与)

第4条 履修認定は、各授業科目の授業時間数を履修し、成績評価において合格の判定を受けなければならない。

- 2 履修認定を受けた各授業科目については、シラバスに示す単位を授与する。

### (成績評価)

第5条 授業科目の成績評価は、実施した試験及び授業態度等の総合評価により行う。

ただし、各授業科目において、出席時間数が授業時間数の3分の2に達しない者は、その科目の評価を受けることはできない。

- 2 成績評価の方法は、各教員がシラバスにより示した方法による。
- 3 成績評価及びその表記は、次のとおりとする。また、それぞれの成績評価に対してグレード・ポイント（以下「G P」という。）を付与する。

判定	評価点	成績評価	成績証明書表記	G P
合格	100点～90点	秀	秀 (A)	4
	89点～80点	優	優 (B)	3
	79点～70点	良	良 (C)	2
	69点～60点	可	可 (D)	1
不合格	59点以下	不可	表記しない	0
	—	評価不可		—

- 4 成績評価の秀、優、良、及び可を合格とし、履修を認定して単位を与える。不可は不合格とする。
- 5 各学期終了後、成績評価を行った各授業科目については、各生徒の保護者に郵送により通知する。

(G P A)

第6条 学期毎に、次の計算式によってG P Aを算出し表示する。

$$G P A = \frac{[(\text{科目の単位数}) \times (\text{当該科目で付与されたG P})] \text{の総和}}{\text{履修認定科目の単位数の総和}}$$

(少数点以下第3位四捨五入)

$$\text{累積G P A} = \frac{(\text{各学期で得た科目の取得ポイントの合計}) \text{の総和}}{(\text{各学期の履修認定科目の単位数}) \text{の総和}}$$

(少数点以下第3位四捨五入)

(注) 取得ポイントとは、科目の単位数に当該科目で付与されたG Pを乗じて得た数値をいう。

- 2 学期毎に、各科目及び各学科等のG P A一覧により、科目教員及び担当教員は、各生徒の成績状況及び成績分布状況(別表1)を把握し、次のG P Aの総合評価に基づき学習指導等を行わなければならない。

G P A	総合評価
3.5~4.0	極めて優秀な成績。
3.2~3.4	優秀な成績。
1.6~3.1	良好と認められる成績。
1.0~1.5	合格であるが、十分な成績ではなく努力が必要。本学が目指す学修の到達レベルではない。
0~0.9	合格と認められる基準に達していない。より一層の努力が必要。

- 3 担当教員は、各学期においてG P Aが1.5未満の生徒に対して個別面接を実施し、学習指導を行わなければならない。
- 4 各学期における累積G P Aが1.0未満の生徒に対して、成績の改善が見込まれないと判断した場合には、教務運営会議で審議し退学を勧告することができる。
- 5 各学期終了後、前条第5号の保護者への通知には、G P A及び累積G P Aの総合評価も記載する。

(試験)

第7条 試験は、各授業科目の授業計画に基づき実施する随時試験とする。(以下「試験」という。)

- 2 試験の実施方法は、原則としてシラバスの成績評価方法に示された方法による。
- 3 各授業科目の総授業時間数の3分の1以上欠席した場合には、試験を受けることができない。ただし、出席停止、公認欠席等のやむを得ない事由により欠席した場合には、この限りではない。

(追試験)

第8条 試験に欠席した生徒に対する試験(以下「追試験」という。)は、原則として実施しない。

- 2 病気その他のやむを得ない事由により、試験を受験することができなかった生徒は、当該試験の終了日の翌日から1週間以内に、欠席届に必要な証明書類等を添付し担当教員に届け出るものとする。この場合において、学科長が欠席理由をやむを得ないものと認めた場合に限り、当該科目の科目教員は速やかに追試験を実施するものとする。
- 3 追試験は、当該受験許可を与えられた生徒に対し1回のみの実施とする。
- 4 追試験における点数は、原則として試験に準ずる。

(再試験)

第9条 成績評価が不可となった生徒及び出席時間数が授業時間数の3分の2に達しないため評価不可となった生徒並びに追試験を受験できなかった生徒等に対する試験(以下「再試験」)は、原則として実施しない。ただし、生徒本人の願い出により科目教員及び担当教員が認め教務運営委員会で審議し、校長が許可した場合に限り実施することがある。

なお、出席時間数が授業時間数の3分の2に達しないため評価不可となった生徒は、再試験及び補習の願い出を合わせて行わなければならない。

- 2 再試験の実施日等については、教務運営委員会で定め科目教員又は担当教員が実施する。
- 3 再試験の結果に基づく成績評価は、再試験の点数及びその他の成績評価方法の点数にかかわらず評価点60点、成績評価可を上限とする。
- 4 出席時間数が授業時間数の3分の2に達しないため評価不可となった生徒については、各授業科目において補習を受け出席時間数が授業時間数の3分の2に達した日以後に再試験を実施する。
- 5 再試験及び補習の許可を受けた生徒は、所定の期日までに1科目あたり5,000円の受験料等を納付しなければならない。

(不正行為)

第10条 試験、追試験及び再試験において、不正行為をした生徒に対しては、直ちに当該科目の試験を中断し、退室を命じて当該科目を不合格とする。また、不正行為をし

た生徒は、学則第 2 2 条により懲戒の対象とする。

(進級)

第 1 1 条 進級は、進級認定会議を経て校長が決定する。

2 各学年の進級認定の要件は、次のとおりとする。

(1) 学則第 8 条に定める各学科の当該学年の各授業科目開講実数の 3 分の 2 以上の受講をしていること。

(2) 学則第 8 条に定める各学科の当該学年の各授業科目の成績評価において不合格の判定を受けていないこと。

(3) 当該学年の修得科目の合計時間数が 8 0 0 時間以上であること。

(4) 授業料等の学校納付金を完納すること。

3 前項 1 号 2 号及び 3 号に規定する要件に満たない場合において、本規程第 9 条に規定する再試験が当該学年の最終学期末まで完了しないときは、進級認定会議で審議し、校長が仮進級とすることができる。ただし、仮進級の期間については 6 月末日までとする。

4 進級認定会議において、進級認定要件を満たす見込みがないと判断された者が、自主退学後、再入学を願い出た場合には、校長はこれを許可することができる。

(卒業)

第 1 2 条 卒業は、卒業認定会議を経て校長が決定する。

卒業を認定された者には、学則第 1 9 条の規定により、専門士又は高度専門士の称号を授与する。

2 所定の全課程を修了したことが認められる者には卒業を認定する。認定要件は、次のとおりとする。

(1) 学則第 8 条に定める各学科の当該学年の各授業科目開講実数の 3 分の 2 以上の受講をしていること。

(2) 学則第 8 条に定める各学科の当該学年の各授業科目の成績評価において不合格の判定を受けていないこと。

(3) 学則第 8 条に定める各学科の修得科目の合計時間数を満たしていること。

(4) 修業年限が 2 年以上の学科については、各学科が下記に定める企業等と連携した実習・演習等の履修科目のいずれかを履修していること。

学科	企業等と連携した実習・演習等の履修科目
OA 事務学科 (2 年課程)	「社会人総合実習 I」 「社会人総合実習 II」
経理事務学科 (2 年課程)	
ビジネス学科 (2 年課程)	
情報システム学科 (4 年課程)	「社会人総合実習 I」
情報システム学科 (3 年課程)	「社会人総合実習 II」
情報システム学科 (2 年課程)	「社会人総合実習 IV」

税理士会計士学科（４年課程） 税理士会計士学科（３年課程） 税理士会計士学科（２年課程）	「簿記論演習Ⅰ」 「公認会計士演習Ⅰ」 「社会人総合実習Ⅰ」 「社会人総合実習Ⅱ」
税理士会計士学科（２年４カ月課程）	「簿記論演習Ⅰ」 「公認会計士演習Ⅰ」
行政公務員学科（２年課程） 法律公務員学科（２年課程） 総合公務員学科（２年課程）	「社会人総合演習Ⅰ」

（５）授業料等の学校納付金を完納すること。

- 3 前項１号２号及び３号に規定する要件に満たない場合において、本規程第９条に規定する再試験が卒業式前日まで完了しないときは、卒業認定会議で審議し、校長が卒業延期とすることができる。ただし、卒業延期の期間については、原則年度末までとする。
- 4 卒業認定会議において、卒業認定要件を満たす見込みがないと判断された者が、自主退学後、再入学を願い出た場合には、校長はこれを許可することができる。

（改廃）

第１３条 本規程の改廃は、教務運営委員会が起案・審議して、校長が決定する。

附則

1. 本規程は、平成３１年４月１日から施行する。

# 別表 1

学科 ○○学科  
学年 1年

GPA	GPA1.0未満	GPA1.0以上 2.0未満	GPA2.0以上 3.0未満	GPA3.0以上 4.0未満	GPA4.0以上	合計	1/4人数
人数	5	25	45	65	20	160	40

